

公示番号：170232

国名：コソボ国

担当部署：地球環境部環境管理グループ環境管理第二チーム

案件名：循環型社会に向けた廃棄物管理能力向上アドバイザー業務

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：廃棄物管理能力向上アドバイザー
- (2) 格付：2～3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月上旬から2018年8月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 1.00M/M、現地 9.67M/M、合計 10.67M/M
- (3) 業務日数：

- ・国内準備3日
- ・第1次国内作業3日、現地業務50日
- ・第2次国内作業3日、現地業務90日
- ・第3次国内作業3日、現地業務90日
- ・第4次国内作業3日、現地業務60日
- ・国内整理5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）  
（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年5月31日（水）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 28点

- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
  - ③語学力 16 点
  - ④その他学位、資格等 12 点
  - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16 点
- (計 100 点)

類似業務	廃棄物管理に係る各種業務
対象国／類似地域	コソボ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

コソボ共和国（コソボ）は 2008 年 2 月に独立を宣言し、我が国は同年 3 月に国家と承認し、2009 年 2 月に外交関係を樹立した。同国は旧ユーゴスラビア内の最貧国であり、独立後は経済復興と社会発展に重点が置かれ、環境分野にかかる取組みはこれまであまり重要視されてこなかった。一方で、国内の安定化に伴い都市部に人々が流入し、人口増加でごみの排出量も増えたが、収集システムの不備や廃棄物車両の老朽化で対応が追い付かず、住民のごみ処理問題に対する意識も希薄で、街の至る所にごみが不法に投棄されるなど、廃棄物管理対策が遅れていた。

上述の背景のコソボに対し、JICA は 2010 年 3 月に「環境管理情報収集・確認調査」を行い、環境分野では廃棄物管理が最も深刻な課題の一つとなっていることを確認した。特に、ごみ収集車両の老朽化に伴う廃棄物収集率の低下が著しく、ごみ収集が十分になされていない状況であり、公衆衛生の観点から、その改善が急務となっていた。

同国における廃棄物管理分野の開発政策として、環境空間計画省（MESP）は 2013 年に 2013～2022 年を対象とした廃棄物管理戦略を策定した。同戦略では、ごみ発生に伴う環境汚染軽減、ごみ収集サービスの向上、ごみの減量、再利用・リサイクル（3R）による循環型社会の実現を目標としている。

このような状況下、コソボ政府は 2010 年 7 月に廃棄物管理に関する無償資金協力及び技術協力プロジェクトを我が国に要請し、JICA は 2011 年 9 月から 2015 年 8 月まで、MESP 及びプリズレン市を実施機関とする技術協力プロジェクト「循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト」を実施するとともに 2012 年 10 月に無償資金協力「廃棄物管理向上計画」で、ごみ収集用コンパクトトラックを 43 台供与した（以下、先行案件という）。

これらの協力により、具体的には、プリズレン市における廃棄物管理能力が向上し、同市では廃棄物管理計画及び廃棄物管理条例を策定するとともに、廃棄物税の導入、廃棄物管理計画実施のための予算計画及びプリズレン市の公共サービス部内への廃棄物管理課の設置といった予算・組織面における強化が実施され、制度を含めた基本的な枠組みが出来上がった（このようなプリズレン市での廃棄物管理能力の強化の事例を「プリズレン市の事例」という）。

MESP はプリズレン市での廃棄物管理の成果を受け、今後、全国展開に向けて、各自治体が自らの力で廃棄物管理計画を策定し実行できるよう指導・支援する責務を担うとともに、そのための指針、マニュアルの作成やモニタリング、行政指導等を行うことが期待されている。今般、先行案件で達成された成果の発展的な波及を期待し、先行案件のフェーズ 2 としてプリズレン地域の中小規模の他都市を対象とする支援要請がコソボ政府から我が国に対しなされた。しかしながら、MESP 自体の廃棄物管理能力が不十分であることから、まずは専門家を派遣し、環境省への助言・提案を行いつつ、MESP の廃棄物管理能力強化を図り、今

後の協力内容を見極めることとする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、先行案件の成果を受け、プリズレン市の事例の全国展開を見据えた MESP の廃棄物管理能力向上、今後のコソボにおける我が国の廃棄物管理分野に関する協力展開の方向づけを目的として派遣される。なお、本業務は基本的には MESP の廃棄物管理担当課の課長を主要 C/P とし、MESP と共同で実施することとなる。具体的な業務内容は以下のとおり。

### (1) 国内準備期間（2017 年 6 月中旬）

- ① コソボにおける JICA、日本政府のこれまでの協力に係る関係資料等を含め、過去の関連プロジェクト（特に「循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト」）の資料等国内で入手可能なコソボにおける廃棄物管理に係る情報を収集・分析し、状況を把握する。
- ② 各種対処方針会議に出席し、現地調査について JICA 関係者と協議を行う。
- ③ 現地派遣期間における業務内容を検討し、全体のワークプラン（和文、英文）を作成し、JICA 地球環境部へ提出し、報告・説明する。

### (2) 第 1 次現地派遣期間（2017 年 6 月下旬～2017 年 8 月中旬）

- ① JICA バルカン事務所へワークプランの内容について報告し、派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② C/P 機関にワークプランの内容について報告し、業務内容について合意を得る。
- ③ コソボの廃棄物行政に関する現状分析調査を行う。調査事項は以下を想定している。
  - ア) 廃棄物管理行政に関する MESP の実施体制、予算配分の現状に関する情報を収集し、実態を把握する。
  - イ) MESP における廃棄物管理に関する情報システム・データ管理体制の現状を調査する。
  - ウ) 協力機関の活動/役割の重複を避けるために、他ドナー（GIZ、EU を含む）と十分に協議を行い、既往の実績・活動のインベントリー（GIZ、EU を含む）を作成し、ドナー協調の可能性を検討する。
  - エ) 先行案件で支援した廃棄物管理計画を全国展開する場合の協力機関の役割と連携ルールを明確化する。
- ④ 先行案件で支援が行われたプリズレン市で、廃棄物管理計画策定、同計画に基づいた廃棄物管理条例策定、廃棄物管理計画実施のための予算計画策定及び公共サービス部内への廃棄物管理課の設置といった組織面や制度面の双方における強化が着実にかつ持続的に継続して実施されているか、プリズレン市の事例の実効性等を先行案件の終了時評価の指標を基に検証を行いながら、現在の実施状況を MESP の職員とモニタリングする。
- ⑤ プリズレン市の事例の全国展開について、MESP の計画をヒアリングする。
- ⑥ プリズレン市の事例の全国展開に向けたコソボの廃棄物行政に関する体制・制度の課題に対する改善案を作成し、MESP と意見交換を行う。
- ⑦ JICA バルカン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

### (3) 第 1 次国内作業期間（2017 年 8 月下旬）

- ① 第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、進

- 捗状況について報告する。
- ② 第2次派遣のワークプランを作成し、JICA 地球環境部へ報告、提出する。
- (4) 第2次現地派遣期間(2017年9月上旬～12月上旬)
- ① C/P 機関にワークプランの内容について報告し、業務内容について合意を得る。
  - ② 第1次現地派遣期間に引き続き、上記(2)④を継続する。
  - ③ 先行案件で作成した廃棄物フローのアップデートを実施する。
  - ④ 上記(4)②、③をふまえ、プリズレン市の事例を例に今後他の自治体にも廃棄物管理法に準拠した廃棄物管理システムを普及していくためにプリズレン市の廃棄物管理の現状や課題、成果を整理する。
  - ⑤ 上記(4)④で整理した課題を解決し、プリズレン市における更なる成果の普及と廃棄物管理システムの持続的な運営に向けて、先行案件のフォローアップとして、本業務終了後に今後想定される支援内容を検討する。
  - ⑥ 上記(4)④で整理したことを基に、全国廃棄物管理セミナーを実施し、MESP 及び全国の自治体関係者に対して、上記(4)④の結果について MESP 及びプリズレン市の職員と共同で発表を行う。セミナーの会場は、MESP 内の会議室とし、セミナーに係る経費は、資料作成費を除いて、コソボ側が負担することを想定する。
  - ⑦ 上記(4)⑥のセミナーにて、各自治体の廃棄物管理に関する現状や課題について、MESP、各自治体関係者及び専門家で意見交換を実施する。
  - ⑧ 先行案件で支援した廃棄物管理計画の MESP による全国展開に向けて、地方自治体に対する計画策定支援を目的とし、パイロットプロジェクトサイトを選定する。選定基準に関しては、C/P 機関と協議の上で設定すること。選定に際しては、選定基準をふまえ対象候補の自治体と簡易なヒアリング調査を実施、C/P、JICA と協議の上、決定すること。パイロットプロジェクトの内容は、プリズレン市の事例を他の自治体で応用するために、該当地域の既存の廃棄物収集システムの現状分析と改善に向けた提言を行うこととし、アクションプラン作成とその活動の着手の支援までを目指すものとする。
  - ⑨ JICA バルカン事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (5) 第2次国内作業期間(2017年12月中旬)
- ① 第2次派遣の現地業務結果報告書を JICA 地球環境部に提出し、進捗状況について報告する。
  - ② 第3次派遣のワークプランを作成し、JICA 地球環境部へ報告、提出する。
- (6) 第3次現地派遣期間(2018年1月上旬～2018年4月上旬)
- ① C/P 機関にワークプランの内容について報告し、業務内容について合意を得る。
  - ② 上記(4)⑧に基づき、該当地域の廃棄物管理計画の有無の確認と実施状況、同計画があるにもかかわらず、実施されていない場合は、なぜ計画を実施できていないのか理由を明らかにした上で、アクションプランを作成する。また、その具体的な実施方法を提案したうえで、活動の着手を支援する。パイロットプロジェクトは、自治体が主体となり、MESP 及び本業務従事者がサポートをするような体制となるよう留意する。
  - ③ 上記(6)②の結果、明らかになった課題をまとめ、プリズレン市の事例を今後他の自治体への適用の展開方法に関する MESP の側面支援の可能性を整理する。
  - ④ JICA バルカン事務所に現地業務結果報告書を提出し、現地業務結果を報告する。
- (7) 第3次国内作業期間(2018年4月中旬)

- ① 第3次派遣の現地業務結果報告書を JICA 地球環境部に提出し、進捗状況について報告する。
- ② 第4次派遣のワークプランを作成し、JICA 地球環境部へ報告、提出する。

(8) 第4次現地派遣期間(2018年4月下旬～2018年6月下旬)

- ① C/P 機関にワークプランの内容について報告し、業務内容について合意を得る。
- ② これまでの活動を総括したうえで、プリズレン市の事例の全国展開の実施に向けた計画を作成し、MESP に対して提言を行う。
- ③ 全国展開に向けた MESP を含む各関係機関の役割を明確にしたうえで、各機関が今後必要なアクションを提示する。
- ④ 全国展開に向けて必要な機材及び資金源についても合わせて検討する。
- ⑤ これまでの活動をふまえ、コソボの廃棄物管理において今後の展開としてどのような規模・内容の協力が考えられるか検討する。
- ⑥ コソボに対する我が国の廃棄物管理分野への協力に関する案件検討の支援を行う。
- ⑦ これまでの業務の成果をまとめた現地業務成果報告書を作成し、業務完了報告を C/P 機関に対して行う。
- ⑧ JICA バルカン事務所に現地業務結果報告書を提出し、現地業務結果を報告する。

(9) 帰国後整理期間(2018年7月上旬)

専門家業務完了報告書(和文、英文)を作成し、JICA 地球環境部に提出、報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文3部(JICA 地球環境部、JICA バルカン事務所、C/P 機関へ各1部)

和文2部(JICA 地球環境部、JICA バルカン事務所へ各1部)

(2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)

英文3部(JICA 地球環境部、JICA バルカン事務所、C/P 機関へ各1部)

和文2部(JICA 地球環境部、JICA バルカン事務所へ各1部)

(3) 専門家業務完了報告書

英文3部(JICA 地球環境部、JICA バルカン事務所、C/P 機関へ各1部)

和文2部(JICA 地球環境部、JICA バルカン事務所へ各1部)

体裁は簡易製本とし、電子データを合わせて提出することとする。

また、現地派遣中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA 地球環境部に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒プリシュティナ⇒ベオグラード⇒日本を標準とします。

(2) 一般業務費（計上を指示する場合のみ）

本件業務は、当機構の在外拠点が存在しないコソボ国での業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

- ・ 一般傭人費（英語⇄アルバニア語通訳）：10,000円×1人×290日=2,900,000円
- ・ 車両関係費：8,000円×100日=800,000円
- ・ 資料等作成費：10,000円×5件=50,000円
- ・ 雑費（パイロットプロジェクト着手支援に係る経費）：500,000円×1件=500,000円

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地派遣回数は4回を予定していますが、「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な派遣スケジュールがある場合には、プロポーザルにて提案して下さい。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

#### ③ 便宜供与内容

##### ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

##### イ) 宿舍手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

##### ウ) 車両借上げ

なし

##### エ) 通訳備上

なし

##### オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジを行う。

##### カ) 執務スペースの提供

MESP 内に執務スペースが提供される予定。

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ コソボ共和国「循環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト」完了報告書
- ② 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理グループ環境管理第二チームにて配布します。希望される方は、「参考資料の配布依頼（本業務名）」を件名とし、代表アドレス (gegem@jica.go.jp) までご連絡下さい。
  - ・ コソボ共和国「環型社会へ向けた廃棄物管理能力向上プロジェクト」終了時評価調査報告書

### (3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：5月19日（金）（予定）

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

②実施場所：独立行政法人国際協力 JICA 内会議室

(当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

#### (4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務においては、年度をまたぐ契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたぐ現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来ます。経費の支出についても、会計年度ごとの精算は必要ありません。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上